

行政財産使用許可申請書

新郷村教育委員会 殿

| | |
|-----|--------|
| 申請者 | 団体名 |
| | 住所 |
| | 氏名 印 |
| | (電話番号) |

新郷村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の規定に基づき、行政財産の使用を下記により、許可くださるよう申請いたします。

記

| | |
|---|---|
| 当該校の名称 | 新郷小学校 ・ 新郷中学校 ・ 旧西越小学校 ・ 旧新郷中学校 |
| 使用箇所 | 体育館 ・ 校庭 ・ その他 () |
| 当該財産の使用用途・目的 | |
| 使用希望期間 | 自 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分まで 至 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分まで 日間 |
| 長期間使用の場合 | / 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 時 分 ~ 時 分まで 日間 |
| 破損または、焼失など、異例の事態を生じせしめた場合は、一切の損害を賠償いたします。 | |

| | | |
|---------|-------------|---|
| 経 由 機 関 | 学 校 長 氏 名 印 | 印 |
| | 所 見 | |

| | |
|---------|---|
| 注 意 事 項 | <ol style="list-style-type: none">許可を受けた後、その内容を変更しようとするときは当該変更に関し学校長の承諾を得た後、教育委員会の許可を受けること。使用を終えたときは、すみやかに教育委員会の指示するところに従って原状復帰し、指示した時刻までに明渡すこと。教育委員会の発する施設や管理上必要な指示に従うこと。学校教育上若しくは管理上支障のある場合又は営利目的若しくは使用手続違反その他不適当と認めた場合は、使用を許可しない。使用者が教育委員会の指示等に従わない場合、又はその他教育委員会が必要と認めた場合は、使用許可の取消し、又は使用中止を命ずることができる。このことにより、使用者に損害を生ずることがあっても、教育委員会及び学校はその責任を負わない。敷地内は全面禁煙とする。 |
|---------|---|

行政財産使用許可書

| | |
|-----|--------|
| 申請者 | 団体名 |
| | 住所 |
| | 氏名 殿 |
| | (電話番号) |

新郷村教育委員会 印

新郷村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の規定に基づき、行政財産の使用を、次のとおり許可します。

記

| | |
|---|---|
| 当該校の名称 | 新郷小学校 ・ 新郷中学校 ・ 旧西越小学校 ・ 旧新郷中学校 |
| 使用箇所 | 体育館 ・ 校庭 ・ その他 () |
| 当該財産の使用用途・目的 | |
| 使用希望期間 | 自 令和 年 月 日 () 時 分まで 至 年 月 日 () 時 分まで 日間 |
| 長期間使用の場合 | / 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 時 分 ~ 時 分まで 日間 |
| 破損または、焼失など、異例の事態を生じせしめた場合は、一切の損害を賠償いたします。 | |

| | | |
|------|--------|---|
| 経由機関 | 学校長氏名印 | 印 |
| | 所見 | |

| | |
|------|---|
| 注意事項 | <ol style="list-style-type: none">許可を受けた後、その内容を変更しようとするときは当該変更に関し学校長の承諾を得た後、教育委員会の許可を受けること。使用を終えたときは、すみやかに教育委員会の指示するところに従って原状復帰し、指示した時刻までに明渡すこと。教育委員会の発する施設や管理上必要な指示に従うこと。学校教育上若しくは管理上支障のある場合又は営利目的若しくは使用手続違反その他不適当と認めた場合は、使用を許可しない。使用者が教育委員会の指示等に従わない場合、又はその他教育委員会が必要と認めた場合は、使用許可の取消し、又は使用中止を命ずることができる。このことにより、使用者に損害を生ずることがあっても、教育委員会及び学校はその責任を負わない。敷地内は全面禁煙とする。 |
|------|---|